

共済給付金一覧

- ①請求には、様式第 6 号共済金請求書と給付の種類に応じた下記の証明書類が必要です。
 下記の証明書類以外の書類提出をお願いする場合があります。
- ②「本人死亡・後遺障害保険金請求書」「住宅災害等保険金請求書」「傷病休業保険金請求書」は別様式です。
 給付事由が発生したら、速やかに共済会事務局までご連絡ください。書類をお渡しいたします。
- ③請求期間は、給付事由が発生した日の翌日から 3 年間です。
- ④証明書類は、写しでも可能です。(本人死亡・後遺障害・住宅災害等・傷病休業保険金請求書は原本が必要です。)

給付の種類	給付事由		給付金額(円)	証明書類
結婚祝金 (独自)	会員が結婚したとき		20,000	婚姻年月日がわかるもの ■全部事項証明書(戸籍謄本)など
出生祝金 (独自)	会員に子が出生したとき		15,000	出生年月日および会員との続柄がわかるもの ■全部事項証明書(戸籍謄本)など
就学祝金 (独自)	会員の子が小学校に入学したとき		10,000	就学の事実と会員との続柄がわかるもの ■入学通知書など
還暦祝金 (共済)	会員が還暦(満 60 歳)を迎えたとき		10,000	出生年月日がわかるもの ■全部事項証明書(戸籍謄本)など
結婚記念 祝金 (共済)	会員が結婚して銀婚(満 25 年)、珊瑚婚 (満 35 年)、金婚(満 50 年)を迎えたとき		10,000	婚姻年月日がわかるもの ■全部事項証明書(戸籍謄本)など
勤続祝金 (共済)	会員が従事する企業の従業員となってそれぞれの 勤続期間を経過したとき	勤続 10 年	5,000	会員が同一企業に連続して勤務していることが 証明できるもの ■勤続証明書(事業主の証明)
		勤続 15 年	5,000	
		勤続 20 年	10,000	
		勤続 25 年	10,000	
		勤続 30 年	15,000	
		勤続 35 年	20,000	
傷病休業 保険金 (独自)	会員が業務上、業務外を 問わず傷病により 14 日 以上連続して休業したと き	休業 14 日以上 30 日未満	14,000	傷病と休業期間が証明できるもの ■傷病休業保険金請求書 ■休業証明書(事業主の証明) ■医師の診断書または健康保険等の傷病手当金請求書等
		休業 30 日以上 60 日未満	20,000	
		休業 60 日以上 90 日未満	26,000	
		休業 90 日以上 120 日未満	32,000	
		休業 120 日以上	42,000	

給付の種類	給付事由		給付金額(円)	証明書類
住宅災害 保険金 (共済)	会員の居住する建物または建物に収容 されている家財が火災等によって被害 にあったとき		令和 6 年 8 月 31 日まで 40,000～200,000 令和 6 年 9 月 1 日より廃止	罹災の事実を証明するもの ■住宅災害等保険金請求書 ■修理業者による見積書 ■罹災証書
	会員の居住する建物が自然災害によって 被害にあったとき		令和 6 年 8 月 31 日まで 6,000～60,000 令和 6 年 9 月 1 日より廃止	
重度障害・ 後遺障害 保険金 (共済)	会員が疾病による 重度障害になったとき (第 1 級～第 3 級 2,3,4)	満 65 歳未満	令和 6 年 8 月 31 日まで 200,000 令和 6 年 9 月 1 日より 150,000	後遺障害等級表の左記のいずれか の後遺障害の状態であることを証 明できるもの ■本人死亡・後遺障害保険金請求書 ■医師の後遺障害診書 ■事故証明書(不慮の事故の場合) ■交通事故証明書(交通事故の場合)
		満 65 歳以上	令和 6 年 8 月 31 日まで 100,000 令和 6 年 9 月 1 日より 75,000	
	会員が不慮の事故により後遺障害に なったとき		令和 6 年 8 月 31 日まで 14,000 円～350,000 令和 6 年 9 月 1 日より 6,000 円～150,000	
	会員が交通事故により後遺障害に なったとき		令和 6 年 8 月 31 日まで 22,000 円～550,000 令和 6 年 9 月 1 日より 12,000 円～300,000	
死亡保険金 (会員) (共済)	会員が疾病により死亡したとき	満 65 歳未満	令和 6 年 8 月 31 日まで 200,000 令和 6 年 9 月 1 日より 150,000	死因および死亡日、会員と共済金 受取人の関係の確認できるもの ■本人死亡・後遺障害保険金請求書 ■医師の死亡診断書または死体検案 ■書全部事項証明書(戸籍謄本)など ■事故証明書(不慮の事故の場合) ■交通事故証明書(交通事故の場合)
		満 65 歳以上	令和 6 年 8 月 31 日まで 100,000 令和 6 年 9 月 1 日より 75,000	
	会員が不慮の事故により死亡したとき		令和 6 年 8 月 31 日まで 350,000 令和 6 年 9 月 1 日より 150,000	
	会員が交通事故により死亡したとき		令和 6 年 8 月 31 日まで 550,000 令和 6 年 9 月 1 日より 150,000	
死亡弔慰金 (家族) (独自)	会員の配偶者が死亡したとき		50,000	会員との関係と死亡の確認できるもの ■医師の死亡診断書または死体検案書 ■全部事項証明書(戸籍謄本)など
	会員の子が死亡したとき		20,000	
	会員および配偶者の親が死亡したとき		10,000	
	住宅災害により会員と同居する親族が 死亡したとき		令和 6 年 8 月 31 日まで 20,000 令和 6 年 9 月 1 日より廃止	死因および死亡日が確認できるもの ■医師の死亡診断書または死体検案書